

通し	項目	(参考)運営に関する確認書(高山村)(H30.9.25締結)協議会、高山村、高山村地域公共交通協議会、長電バス、アルピコ交通	運営に関する確認書(すざか乗合タクシー)(案)協議会、須坂市、各事業者	運営に関する確認書(高山村乗合タクシー)(案)協議会、高山村、各事業者
1	題名	長野地域路線バスICカードシステムの運営に関する確認書(7)	長野地域路線バスICカードシステムの運営に関する確認書(11)	長野地域路線バスICカードシステムの運営に関する確認書(12)
2	前文	長野市公共交通活性化・再生協議会(会長(長野市副市長)樋口博。以下「協議会」という。)、高山村(村長内山信。以下「高山村」という。)、高山村地域公共交通協議会(会長内山信。以下「高山村協議会」という。)、アルピコ交通株式会社(代表取締役社長三澤洋一。以下「アルピコ交通株」という。)、長電バス株式会社(代表取締役社長湯本卓邦。以下「長電バス株」という。))の5者は、長野市公共交通活性化・再生協議会規約第2項に基づき行うICカードシステムの運営(ICカードシステムの保有・運用保守、カードの調達・発行、ICカードシステムによるデータの管理・集計・分析、運賃精算業務等を含むICカードに関する一切の業務をいう。))と、長電バス株が須坂市内及び高山村内で運行する一般乗合旅客自動車運送事業(山田温泉線)及び高山村並びに高山村協議会が長電バス株とタクシー事業者に委託して行う支線交通(以下「高山村支線交通」という。)の運行に関し、協議会が定めるKURURU取扱規則、KURURUポイント取扱規則及び高山村ふれあいパスポート取扱規則(以下3規則合わせて「取扱規則」という。)に定めるもののほか、次の事項について合意するとともにこれを確認する。	長野市公共交通活性化・再生協議会(会長(長野市副市長)樋口博。以下「協議会」という。)、須坂市地域公共交通協議会(会長川上勝男。以下「須坂市」という。))及び須坂市との契約に基づき運行する乗合タクシー事業者〇〇〇(〇〇〇。以下「事業者」という。)の3者は、長野市公共交通活性化・再生協議会規約第2項に基づき行うICカードシステムの運営(ICカードシステムの保有・運用保守、カードの調達・発行、ICカードシステムによるデータの管理・集計・分析、運賃精算業務等を含むICカードに関する一切の業務をいう。))と、須坂市及び事業者が行う乗合タクシーの運行に関し、協議会が定めるKURURU取扱規則及びKURURUポイント取扱規則(以下2規則合わせて「取扱規則」という。)に定めるもののほか、次の事項について合意するとともにこれを確認する。	長野市公共交通活性化・再生協議会(会長(長野市副市長)樋口博。以下「協議会」という。)、高山村地域公共交通協議会(会長内山信行。以下「高山村」という。))及び高山村との契約に基づき運行する乗合タクシー事業者〇〇〇(〇〇〇。以下「事業者」という。)の3者は、長野市公共交通活性化・再生協議会規約第2項に基づき行うICカードシステムの運営(ICカードシステムの保有・運用保守、カードの調達・発行、ICカードシステムによるデータの管理・集計・分析、運賃精算業務等を含むICカードに関する一切の業務をいう。))と、高山村及び事業者が行う乗合タクシーの運行に関し、協議会が定めるKURURU取扱規則、KURURUポイント取扱規則及び高山村ふれあいパスポート取扱規則(以下3規則合わせて「取扱規則」という。)に定めるもののほか、次の事項について合意するとともにこれを確認する。
3	1 精算の範囲	協議会及び長電バス株は、本確認書の3項から8項に規定する支払及び請求について、高山村及び高山村協議会分を含めて行うものとする。		
4	2 手数料等の支払者	本確認書記載の手数料等(各項に記載の名称等に関わらず、高山村支線交通の運行のために長電バス株が負担する全てのものをいう。)は、高山村及び高山村協議会が第1義的に負担すべきものとし、この確認書の運用上、長電バス株が支払うものとする。なお、高山村、高山村協議会及び長電バス株は、この確認書により生じる3者間の精算について、別に定めるものとする。		
5	3 精算の内容	長電バス株は、取扱規則に基づきKURURUカード使用者から収受したチャージ金、デビット金及び高山村ふれあいパスポート発行費の全額を協議会に支払う。	事業者は、取扱規則に基づきKURURUカード使用者から収受したチャージ金の全額を協議会に支払う。	事業者は、取扱規則に基づきKURURUカード使用者から収受したチャージ金の全額を協議会に支払う。
6	4 運賃精算手数料の支払い	長電バス株は、KURURUカードの使用により決済した運賃(以下「運賃」という。))及びIC定期乗車券発売額(いずれも消費税込み)の2%相当額を運賃精算手数料として協議会に支払う。	事業者は、KURURUカードの使用により決済した運賃(消費税込み。以下「運賃」という。))の2%相当額を運賃精算手数料として協議会に支払う。	事業者は、KURURUカードの使用により決済した運賃(消費税込み。以下「運賃」という。))の2%相当額を運賃精算手数料として協議会に支払う。
7	5 仮払金の支払い	協議会は、使用者から収受したチャージ金を仮受金として留保し、アルピコ交通株及び長電バス株の運賃の割合(以下「利用率」という。))に応じて、仮受金の内から一定の割合を仮払金としてアルピコ交通株及び長電バス株に支払う。この一定の割合とは、月末時点において、仮受金の累計額からアルピコ交通株及び長電バス株の運賃の累計額を減じた未使用残高の5割相当額とする。なお、仮払金については、毎年、協議会、アルピコ交通株及び長電バス株で協議し、次年度の仮払金の支払いを前年度の3月末までに決定する。		
8	6 運賃相当額の支払い	協議会は、仮受金の内から運賃相当額を長電バス株に支払う。	協議会は、仮受金の内から運賃相当額を事業者に支払う。	協議会は、仮受金の内から運賃相当額を事業者に支払う。
9	7 KURURUポイント負担金	長電バス株は、取扱規則に基づき使用者に付与したKURURUポイントのポイント分相当額を、ポイント原資金として協議会に支払う。ただし、高山村ふれあいパスポート及び長野市おでかけパスポートで高山村内で利用したものに対して付与したポイント分相当額のポイント原資金は、高山村及び高山村協議会が協議会に支払う。協議会は、失効したKURURUポイントのポイント分相当額(高山村ふれあいパスポートに係るものを除く)を換金処理し、利用率に応じて、ポイント原資金の内から還付金として長電バス株に支払う。	事業者は、取扱規則に基づき使用者に付与したKURURUポイントのポイント分相当額を、ポイント原資金として協議会に支払う。	事業者は、取扱規則に基づき使用者に付与したKURURUポイントのポイント分相当額を、ポイント原資金として協議会に支払う。
10	委託販売先の手数料の負担			

通し	項目	(参考)運営に関する確認書(高山村)(H30.9.25締結)協議会、高山村、高山村地域公共交通協議会、長電バス、アルピコ交通	運営に関する確認書(すざか乗合タクシー)(案)協議会、須坂市、各事業者	運営に関する確認書(高山村乗合タクシー)(案)協議会、高山村、各事業者
11	8	おでパ取扱手数料の負担	高山村及び高山村協議会は、高山村ふれあいパスポートの業務について、1件当たり250円(消費税込み)を高山村ふれあいパスポート取扱手数料として、協議会又は協議会を經由して長電バス㈱に支払う。この対象とする業務は、新規発行、再発行(カード故障は含まない)及び高山村ふれあいパスポート一般カードから高山村ふれあいパスポート障害者カードへの切替えとする。	
12	9	システムの貸付・管理、修繕費の負担	協議会は、KURURUカードでの決済その他業務に必要なシステム機器等を高山村、高山村協議会及び長電バス㈱に無償で貸与する。高山村、高山村協議会及び長電バス㈱は、善良なる管理者の注意義務をもってこれらを使用することとし、貸付を受けたシステム機器、車載機器等の修繕に要する費用を負担する。	協議会は、KURURUカードでの決済その他業務に必要なシステム機器等を事業者は無償で貸与する。事業者は、善良なる管理者の注意義務をもってこれらを使用することとし、貸付を受けたシステム機器、車載機器等の修繕に要する費用を負担する。なお、事業者は、これら業務に必要なネットワーク使用料を協議会に支払うこととし、電気代及び用紙等の消耗品は事業者の負担とする。
13		システム使用料の負担		
14	10	カードホルダー販売	高山村、高山村協議会及び長電バス㈱は、KURURUカード用のカードホルダーを協議会から仕入れ、希望する使用者に販売することとし、売上は高山村、高山村協議会及び長電バス㈱の収入とする。この仕入単価、販売価格等については、別途協議会と高山村、高山村協議会及び長電バス㈱で協議し決定する。	
15	11	窓口取扱手数料	高山村、高山村協議会及び長電バス㈱は、各々の窓口で取り扱ったKURURUカードの再発行、解約及び定期券払戻の手続きについては、取扱規則で定める再発行・解約・払戻手数料の額を使用者から収受し、自らの収入とする。	
16	12	照会業務等	高山村、高山村協議会及び長電バス㈱は、各々の窓口で取り扱ったKURURUカードに係る残額・ポイント・利用実績等の照会業務、住所変更等の登録情報変更業務、その他問い合わせ等については、使用者から金銭を収受しない。	
17	13	精算	協議会及び長電バス㈱の間で生じる支払及び請求については、毎月末日締め翌月10日精算とし、支払額及び請求額は相殺して精算する。なお、支払額及び請求額は、高山村及び高山村協議会に関するものと他のものとを明確に区分するものとする。	協議会及び事業者の間で生じる支払及び請求については、毎月末日締め翌月10日精算とし、支払額及び請求額は相殺して精算する。
18	14	支払先と振込手数料	この確認書に基づく支払いについては、協議会及び長電バス㈱がそれぞれ指定する金融機関への入金によるものとし、その際に発生する振込手数料については、入金する者の負担とする。	この確認書に基づく支払いについては、協議会及び事業者がそれぞれ指定する金融機関への入金によるものとし、その際に発生する振込手数料については、入金する者の負担とする。
19	15	モバイル窓口端末機器の借料	高山村、高山村協議会及び長電バス㈱は、協議会が所有するモバイル窓口端末機器を借りる場合は、1台1日当たり1,000円(消費税込み)の使用料を協議会に支払う。	高山村及び事業者は、協議会が所有するモバイル窓口端末機器を借りる場合は、1台1日当たり1,000円(消費税込み)の使用料を協議会に支払う。
20		ICカードシステムの追加機能等の負担		
21	16	精算の時期	前項の使用料は、原則として年度末に精算する。	前項の使用料は、原則として年度末に精算する。
22	17	個人情報の管理	高山村、高山村協議会及び長電バス㈱は、ICカードシステムの運営に際し保有又は知り得た個人情報を適正に管理することとし、万が一事故、不注意等により損害が発生した場合は、その原因を生じさせた者が負担する。	須坂市及び事業者は、ICカードシステムの運営に際し保有又は知り得た個人情報を適正に管理することとし、万が一事故、不注意等により損害が発生した場合は、その原因を生じさせた者が負担する。

通し	項目	(参考)運営に関する確認書(高山村)(H30.9.25締結)協議会、高山村、高山村地域公共交通協議会、長電バス、アルピコ交通	運営に関する確認書(すざか乗合タクシー)(案)協議会、須坂市、各事業者	運営に関する確認書(高山村乗合タクシー)(案)協議会、高山村、各事業者
23	18	確認書の有効期限と更新	この確認書の有効期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、協議会、須坂市、及び事業者のいずれからも特段の意思表示がなされないときは、更に1年間この契約が更新されたものとみなし、以後もこの例による。	この確認書の有効期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、協議会、高山村、及び事業者のいずれからも特段の意思表示がなされないときは、更に1年間この契約が更新されたものとみなし、以後もこの例による。
24	19	信義則	協議会、高山村、高山村協議会、アルピコ交通(株)及び長電バス(株)は、必要に応じてこの確認書の内容を見直すとともに、協議会が行うICカードシステムの運営に関し、相互に協力し、信義を守り誠実に対応することとし、この確認書の内容について生じた疑義及びこの確認書に定めのない事項については、その都度協議会、高山村、高山村協議会、アルピコ交通(株)及び長電バス(株)で協議し決定する。	協議会、高山村及び事業者は、必要に応じてこの確認書の内容を見直すとともに、協議会が行うICカードシステムの運営に関し、相互に協力し、信義を守り誠実に対応することとし、この確認書の内容について生じた疑義及びこの確認書に定めのない事項については、その都度協議会、高山村及び事業者で協議し決定する。
25		長野市補助金		